



第 2 章

自立生活を支援する福祉サービスの 推進～福祉サービスの充実～

1 情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるような情報提供に努める必要があります。

さらに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

アンケート調査によると、今後行政に力を入れて欲しいことについて、精神障がい者で「情報提供の充実」「相談、支援体制の充実」が他の障がいに比べ高くなっています。

加えて、ヒアリング調査によると、障がいのある人に対する理解を深めるために必要なことについて、「障がいの種類ごとのコミュニケーションの壁をきちんと把握してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいの特性に応じて、適切な方法で情報を提供するアクセシビリティの向上が必要です。

また、障がいの種類や障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援には一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、3障がいともに「どこに相談すればよいかわからない」の割合が高くなっています。

加えて、ヒアリング調査によると、相談体制を強化するために必要なこととして、「地域の専門家との連携」という意見が事業所から挙がっています。

今後、関係機関と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向

障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

主な事業

- 「すこやかライフガイドブック」の充実及び障がい者福祉制度の周知（生活福祉課）
- 障がいの特性に応じた情報提供手段の充実（生活福祉課）
- 市が実施している行政相談業務の充実（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課、商工観光課、総務課）
- 障がいのある人等からの相談支援、情報提供や助言等を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助等を実施（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、商工観光課、人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が地域で安心して自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報啓発の実施（高齢者支援課、生活福祉課）

2 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人やその家族に対するきめ細かな在宅サービスを提供することが重要です。本市における主な障がい福祉サービスとして、障害福祉計画（障害者自立支援法第88条）に掲げるサービス事業があります。また、障がい者が主体的にかつ適切にサービスを選択し、利用できるよう当事者やその家族などの生活全般にわたった様々な相談や福祉サービス、事業者の情報などについて、総合的に提供できる体制を充実していきます。

アンケート調査によると、福祉サービスの利用状況について、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障がい者では「児童発達支援」、精神障がい者では、「地域活動支援センター」の割合が最も高くなっています。

今後、多様化するニーズに対応できるよう更なるサービス内容の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。

主な事業

- 訪問系サービスの充実（生活福祉課）
- 日中活動系サービスの充実（生活福祉課）
- 福祉に関する総合的な相談機能の充実（生活福祉課）
- 地域包括支援センターにおける専門的な指導、助言等や相談機能の強化（高齢者支援課）
- 関係機関と連携し、訪問相談援助の充実（生活福祉課）
- 在宅の障がいのある人へのサービスの周知及び情報提供の充実（生活福祉課）
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報、啓発の推進（生活福祉課）
- 身体障がい者、知的障がい者や聴覚障がい者の相談員等の支援（生活福祉課）
- 障がいのある人の幅広い相談に対応できる専門的な相談体制の充実（生活福祉課）
- 地域の関係団体、関係機関が連携した相談支援機能の強化（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課）
- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのための点字や手話、要約筆記などの普及の推進（生活福祉課）
- 手話通訳者派遣事業の推進及び手話通訳者の窓口配置（生活福祉課）
- 公共施設での「耳マーク表示板」設置の推進（全課）
- 日常生活用具の給付及び購入に要する費用の助成（生活福祉課）
- 外出移動が困難な障がい者等の社会参加や日常生活の移動支援（生活福祉課）
- 重度障がい者の外出支援に福祉タクシー料金の一部を助成（生活福祉課）
- 訪問入浴サービスの充実（生活福祉課）
- 自動車運転免許取得に要する費用の助成事業の充実（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部の助成事業の充実（生活福祉課）

3 施設福祉サービスの推進

現状と課題

施設福祉サービスは、障がい者福祉において在宅福祉サービスと同様に充実させなければならない重要な施策です。

在宅障がい者への生活支援を図るため、各種施設の持つ専門的機能を相互利用、交流することにより、地域で生活する障がい者に対しても大きな役割を果たすことができます。

また、施設に対しては、事業者の質の向上をいかに支援するかが求められています。

施策の方向

障がいの状態や生活状況等に応じて、障がい者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

主な事業

- 居住系サービスの充実（生活福祉課）

現状と課題

アンケート調査によると、今後、行政に力を入れて欲しいことについて、精神障がい者では「経済的支援の充実」が約4割と最も高く、「雇用・就業支援」が2割半ば、「情報提供の充実」が約2割となっています。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

施策の方向

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすために、個々の状況に応じた在宅サービス等の適切な支援、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解を促進するために、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。

主な事業

- 精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進（生活福祉課）
- 精神障がいのある人の就労を促進するため事業所の啓発と支援（生活福祉課）
- 地域活動支援センターに関する普及・啓発の推進（生活福祉課）

5

発達障がい者施策の推進

現状と課題

アンケート調査によると、発達障がいに関する診断の有無について、障がいの種類別に比較すると、知的障がい者では「受けたことがある」が約6割となっており、他の障がいの種類と比べて高くなっています。また、年齢別にみると、3障がいともに18歳未満で「受けたことがある」の割合が高くなっています。また、発達障がいの診断名について身体障がい者では「その他の発達障がい」、知的障がい者では「自閉症」、精神障がい者では「注意欠陥多動性障害（ADHD）」及び「広汎性発達障害」がそれぞれ約4割と最も高くなっています。

発達障がいは、症状が多岐に渡るうえ、他の障がいと比べて理解があまり進んでおらず、なかなか周囲の理解が得られないという声が多く聞かれていることから、障がいについての理解を促進するための啓発を行うとともに、各々の障がいに合ったきめ細かなサービスの提供が必要です。

施策の方向

発達障がいに対する周囲の正しい理解の普及・啓発を行います。また、福岡県発達障がい者支援センターを核とし、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行います。

主な事業

- 発達障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進（生活福祉課）
- 福岡県発達障がい者支援センターとの連携充実（新規）（生活福祉課）